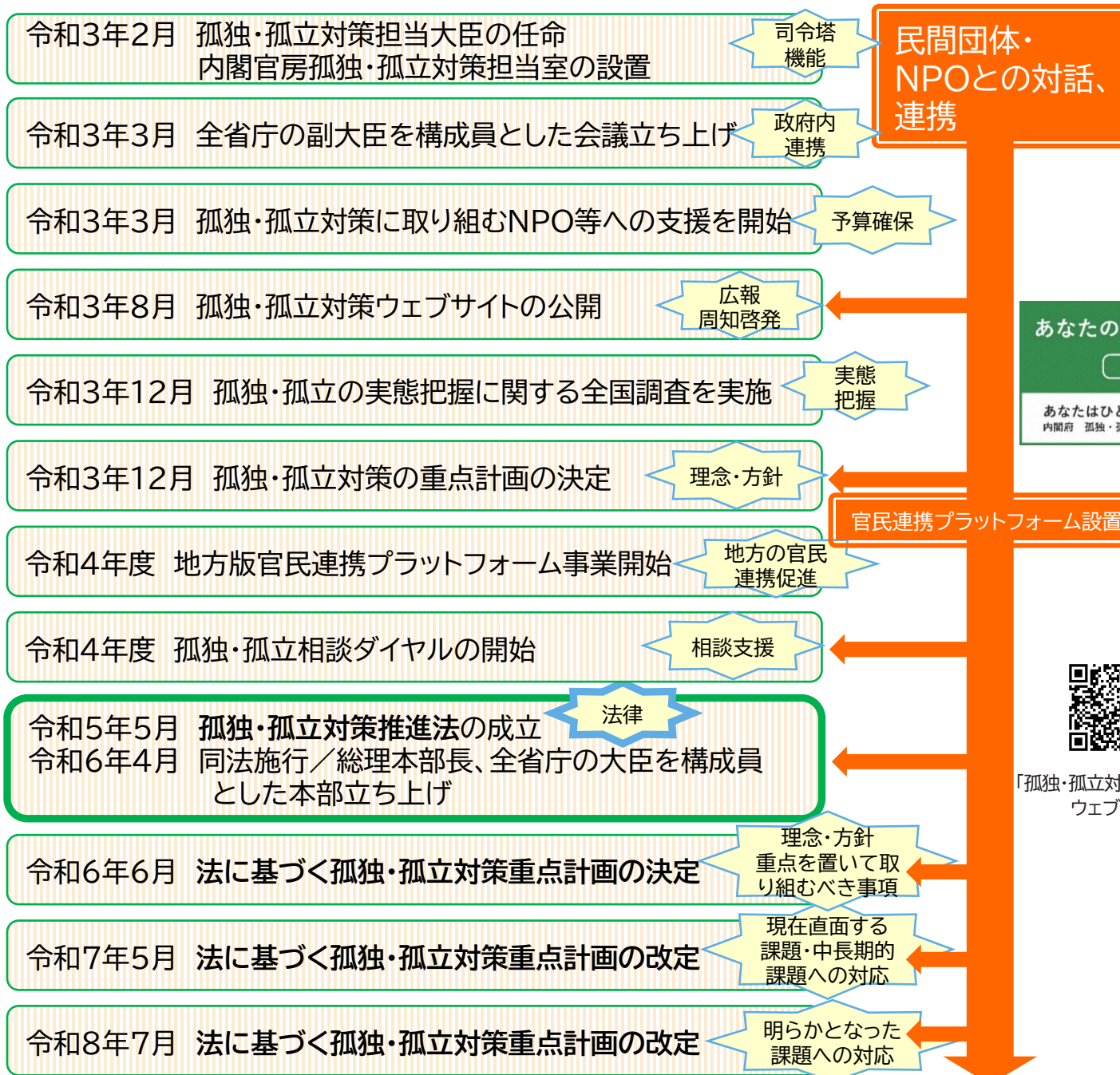


最近の孤独・孤立対策の取組

令和8年10月13日
内閣府 孤独・孤立対策推進室



政府のこれまでの主な対応



「あなたはひとりじゃない」ウェブサイト



「孤独・孤立対策強化月間」ウェブサイト



孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画 令和8年改定のポイント

- 令和6年4月に孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）施行、同年6月に法に基づく重点計画を策定（令和7年5月に一部改定）。
- 法施行から3年目となり、孤独・孤立対策担当大臣を中心に孤独・孤立対策の着実な推進に取り組み、地方公共団体・NPO等への支援や孤独・孤立の予防を目指した取組等を引き続き重点的に推進。
- 孤独・孤立の実態調査や世論調査の結果を踏まえるとともに、有識者会議や官民連携プラットフォームにおいても議論を重ね、本部の下での孤独・孤立対策推進会議において、関係府省庁の取組状況を確認し、地方公共団体、地域協議会、関係機関等（NPO等）の意見等も踏まえ、重点計画を改定（孤独・孤立対策推進本部決定）。

【令和8年改定の主なポイント】

現行計画に基づき、孤独・孤立対策の着実な推進に取り組んできた。孤独・孤立対策は国民の暮らしを守り抜く上で極めて重要な政策であるとの認識のもと、明らかとなった課題に的確に対応するため、以下の項目を中心に重点計画を改定。

①若者の孤独・孤立の予防に向けた取組の推進

- ▶ 令和7年の小中高生の自殺者数は、過去最多を更新(538人)。また、孤独感があると回答した人の割合も、若者や現役世代が高い傾向にある。

―年代別の孤独感を感じている人の割合は、30歳代が最も高く（43.0%）次いで50歳代（42.5%）、20歳代（42.0%）。

【高市内閣総理大臣 施政方針演説(R8.2)(抄)】

孤独・孤立に陥りやすい若者について、大規模な実態調査を行った上で、社会とのつながりの構築を支援します。

- こども・若者の孤独・孤立の実態を的確に把握し、若い世代の孤独・孤立の予防を目指した取組を強化する。自殺のリスクが高いこども・若者を、危機が深まる前に把握し、確実に支援につなげる仕組みを地域の中で着実に機能させる取組を推進する。
- 若手社員の孤独・孤立を予防する観点も含めた、民間企業におけるつながりづくりを推進する。

②地域における孤独・孤立対策の推進

- ▶ 地域における取組基盤の整備が必要な中、地方版官民連携プラットフォーム(PF)に関し、「設置方法や取り組み方が分からない」との回答も多く、自治体独自の実情に寄り添った伴走支援が求められる。

―PF設置自治体 174団体（うち、都道府県29、市区町村145）

- ▶ 当事者の抱える課題が複雑化する中、日常的な会話や交流の中で当事者の困りごとや悩みに気づき、必要に応じて居場所など必要な地域資源につなげていくことが求められる。

- 地域の実情に寄り添い、交付金も活用しつつ、設置状況の段階に応じた地域密着型の伴走支援をきめ細かく実施。まずは全都道府県でのプラットフォームの設置を目指す。
- 拡がりを見せているいわゆる「社会的処方」の取組を推進し、悩みを抱える当事者を日常生活動線上の多種多様なタッチポイントから、居場所などの地域資源につなげる取組の社会実装に取り組む。

③孤独・孤立対策の認知度向上

- ▶ 政府が孤独・孤立対策を推進していることを「よく知っている」、「ある程度知っている」と回答した人の割合は、14.4%。世代別で見ると、20代(8.1%)や30代(9.8%)などの現役世代で知っている人の割合が低い。

- 政府が発信する情報が国民にしっかりと伝わるようにし、かつ、地方公共団体等による支援の情報を確実に地域住民に届ける観点から認知度の向上は最重要課題。国民への普及啓発・機運の醸成と、関係府省庁・地方公共団体等や支援の現場における施策認知度の向上を車の両輪とし、広報等の進め方の抜本的な見直し、対策の必要性や国の取組状況の積極的な発信などに着実に取り組む。

重点計画の意義

- 令和6年4月1日に施行された孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に基づき、孤独・孤立対策推進本部において決定。
- 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の期間を定めることとされている（推進法第8条）。

現状認識等

- ◆ コロナ禍後も、社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。足元では小中高生の自殺者数が過去最多。今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加、孤立死の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念。
- ◆ 関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底。
- ◆ 推進法に基づき、総理・担当大臣のリーダーシップの下、推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく。

基本理念（推進法第2条）

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応、(2) 当事者等の立場に立った施策の推進
(3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握 ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築・タイムリーな情報発信 ③声を上げやすい・かけやすい環境整備

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
②人材育成等の支援

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①つながり・居場所づくり ②アウトリーチ型支援体制の構築 ③施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進
④地域における包括的支援体制等の推進

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①NPO等の活動の支援 ②NPO等との対話の推進 ③連携の基盤となるプラットフォームの形成 ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

★ 特に重点を置いて取り組むべき事項 ※下線は、令和8年改定で盛り込んだ事項

① 地方公共団体及びNPO等への支援

- ・ 連携の基盤となる地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の設置状況の段階に応じた地域密着型の伴走支援の実施。
- ・ 交付金等の活用に加え、活動事例の周知・横展開や、地方公共団体における取組の工夫や課題を把握・整理し、地域の実情に応じた対策を支援。

② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化

- ・ 悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が必要。
- ・ 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた普及・啓発活動の実施。
- ・ 身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする一般市民「つながりサポーター」の普及。
- ・ 自殺のリスクが高いこども・若者を、危機が深まる前に把握し、確実に支援につなげる仕組みを地域の中で着実に機能させる取組や、家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、こども・若者への伴走支援、教育や福祉等に携わる方の顔の見える関係づくり等の推進。
- ・ 民間企業におけるつながりづくりの推進。
- ・ 単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの居場所・つながりづくり等の実施。
- ・ 拡がりを見せているいわゆる「社会的処方」の取組を推進し、悩みを抱える当事者を日常生活動線上の多種多様なタッチポイントから、居場所などの地域資源につなげるこうした取組の社会実装の推進。

③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

上記の施策も含め、孤独・孤立対策の認知度の向上は最重要課題。広報等の進め方の抜本的な見直し、対策の必要性や国の取組状況を積極的に発信。

「孤独・孤立対策重点計画」具体的施策 ラインナップ(1)

Ⅲ. 具体的施策（重点計画に定める施策）

「Ⅲ. 具体的施策」においては、基本方針との関連性が強く、重点的に推進すべき関係府省庁の個別施策を列挙している。

一方で、「あらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れる」観点からは、ありとあらゆる施策が孤独・孤立対策に含まれ得るものであり、孤独・孤立対策は列挙された施策に限られるものではない。

関係府省庁においては、引き続き、以下に列挙された施策に限らず、あらゆる施策に孤独・孤立対策の視点を入れ、運用改善・新規施策の立案に取り組んでいくこととする。

（１）孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握

No. 001: 孤独・孤立の実態把握【内閣府】	35
No. 002: こども・若者の行動・意識に関する実態の把握【こども家庭庁】	37
No. 003: 在留外国人に対する基礎調査【法務省】	38
No. 004: 出入国在留管理行政に係る関係者ヒアリング【法務省】	39
No. 005: 社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築【文部科学省】	40

②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

No. 006: ホームページやSNS等を活用した孤独・孤立対策に関する効果的な情報発信【内閣府】	41
No. 007: 統一的な相談窓口体制の推進【内閣府】	42
No. 008: 支援情報検索サイトの運用、自殺対策に係る広報の制作・実施業務【厚生労働省】	43
No. 009: 民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】	44
No. 010: 在留外国人に対する情報提供等【法務省】	46

③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

No. 006: (再掲) ホームページやSNS等を活用した孤独・孤立対策に関する効果的な情報発信【内閣府】（前出（１）②：P. 41）	
No. 008: (再掲) 支援情報検索サイトの運用、自殺対策に係る広報の制作・実施業務【厚生労働省】（前出（１）②：P. 43）	
No. 011: 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備【内閣府】	47
No. 012: 「つながりサポーター」の養成に向けた取組【内閣府】	48
No. 013: 児童生徒の自殺予防【文部科学省】	49
No. 014: こどもの自殺対策の推進【こども家庭庁】	51
No. 015: 人権相談（こどもの人権ＳＯＳミニレター、外国人の人権問題対策）【法務省】	53
No. 016: 人権啓発活動の充実【法務省】	54
No. 017: 司法ソーシャルワークの取組の強化【法務省】	55
No. 018: 法テラスサポートダイヤル等の情報提供業務の推進【法務省】	56
No. 019: 在留外国人に対する情報提供の充実強化【法務省】	57
No. 020: 法テラスにおける犯罪被害者、DV等被害者等への関係機関と連携した支援の推進【法務省】	58
No. 021: ひとり親、高齢者・障害者等を含む様々な困難を抱えた方を支援する民事法律扶助の充実【法務省】	59
No. 022: 生活困窮者等に対する電話相談等の実施【厚生労働省】	61
No. 023: 保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化【法務省】	62
No. 024: 医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇等の充実強化【法務省】	63
No. 025: 困難を抱える在外邦人に対するきめ細やかな支援の充実【外務省】	64
No. 026: 個別労働紛争対策の推進【厚生労働省】	65
No. 027: 障害者団体等が行う障害特性の理解を図る啓発事業についての発信【内閣府】	66

（２）状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

「孤独・孤立対策重点計画」具体的施策 ラインナップ(2)

No. 007: (再掲) 統一的な相談窓口体制の推進【内閣府】(前出 (1) ②: P. 42)	No. 040: (再掲) 自殺対策の取組の強化【厚生労働省】(前出 (2) ①: P. 84)
No. 013: (再掲) 児童生徒の自殺予防【文部科学省】(前出 (1) ③: P. 49)	No. 042: (再掲) 防衛省・自衛隊におけるカウンセリング・相談体制の充実【防衛省】(前出 (2) ①: P. 86)
No. 015: (再掲) 人権相談 (こどもの人権 SOS ミニレター、外国人の人権問題対策)【法務省】(前出 (1) ③: P. 53)	No. 052: メンタルヘルスに関する正しい知識と理解を有する心のサポーターの養成【厚生労働省】..... 98
No. 018: (再掲) フェラスサポートダイヤル等の情報提供業務の推進【法務省】(前出 (1) ③: P. 56)	No. 053: 防衛省・自衛隊におけるメンタルヘルス教育の強化【防衛省】..... 99
No. 019: (再掲) 在留外国人に対する情報提供の充実強化【法務省】(前出 (1) ③: P. 57)	No. 054: 生活困窮者自立支援制度人材養成研修【厚生労働省】..... 100
No. 020: (再掲) フェラスにおける犯罪被害者、DV等被害者等への関係機関と連携した支援の推進【法務省】(前出 (1) ③: P. 58)	No. 055: 重層的支援体制整備事業の従事者への研修の実施【厚生労働省】..... 101
No. 021: (再掲) ひとり親、高齢者・障害者等を含む様々な困難を抱えた方を支援する民事法律扶助の充実【法務省】(前出 (1) ③: P. 59)	No. 056: 社会福祉士及び精神保健福祉士の養成【厚生労働省】..... 102
No. 022: (再掲) 生活困窮者等に対する電話相談等の実施【厚生労働省】(前出 (1) ③: P. 61)	No. 057: ひきこもり地域支援センター等職員に対する研修の実施【厚生労働省】..... 103
No. 028: ひとり親家庭への支援【こども家庭庁】..... 67	No. 058: 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療提供支援【厚生労働省】..... 104
No. 029: 児童生徒における重大ないじめ対策の推進【文部科学省、こども家庭庁】..... 69	③ 関連施策の推進
No. 030: 不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省、こども家庭庁】..... 71	No. 031: (再掲) 妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援【こども家庭庁】(前出 (2) ①: P. 73)
No. 031: 妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援【こども家庭庁】..... 73	No. 036: (再掲) 求職者への就職支援の充実【厚生労働省】(前出 (2) ①: P. 78)
No. 032: 困難な状況にある妊産婦に対する支援【こども家庭庁】..... 74	No. 059: 結婚、妊娠・出産、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援【こども家庭庁】..... 105
No. 033: 無戸籍問題解消事業【法務省】..... 75	No. 060: 男性の育児休業取得促進を通じた「共働き・子育て」の推進【厚生労働省】..... 107
No. 034: 学生のメンタルヘルスケア支援等【文部科学省】..... 76	No. 061: 職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供、相談対応【厚生労働省】..... 108
No. 035: フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業【厚生労働省】..... 77	No. 062: 事業場における産業保健活動の支援【厚生労働省】..... 109
No. 036: 求職者への就職支援の充実【厚生労働省】..... 78	No. 063: OTC乱用防止に係る取組の推進【厚生労働省】..... 110
No. 037: 障害者相談支援体制の充実・強化【厚生労働省】..... 80	(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
No. 038: 障害者差別の解消に向けた相談体制の整備【内閣府】..... 82	① 人間関係を豊かにするつながり・居場所づくり
No. 039: 行政相談における孤独・孤立対策の充実・強化【総務省】..... 83	No. 009: (再掲) 民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】(前出 (1) ②: P. 44)
No. 040: 自殺対策の取組の強化【厚生労働省】..... 84	No. 023: (再掲) 保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化【法務省】(前出 (1) ③: P. 62)
No. 041: 国家公務員の心の健康づくり【内閣官房】..... 85	No. 028: (再掲) ひとり親家庭への支援【こども家庭庁】(前出 (2) ①: P. 67)
No. 042: 防衛省・自衛隊におけるカウンセリング・相談体制の充実【防衛省】..... 86	No. 030: (再掲) 不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省、こども家庭庁】(前出 (2) ①: P. 71)
No. 043: こころの健康相談室の運営【人事院】..... 88	No. 064: 地域における孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援【内閣府】..... 111
No. 044: 地方公務員のメンタルヘルス対策に対する支援【総務省】..... 89	No. 065: こどもの居場所づくりに対する効果的な支援方法等の検討【こども家庭庁】..... 112
No. 045: DV被害者等支援【内閣府】..... 90	No. 066: こどもの居場所づくりに取り組む地方公共団体の支援【こども家庭庁】..... 113
No. 046: 性犯罪・性暴力被害者等支援【内閣府】..... 91	No. 067: こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業) の推進【こども家庭庁】..... 115
No. 047: 犯罪被害者等支援の推進【警察庁】..... 92	No. 068: 社会的養護における自立支援の充実【こども家庭庁】..... 116
No. 048: インターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実【総務省】..... 94	No. 069: 地域における子育て世帯への支援【こども家庭庁】..... 117
No. 049: 外国人受入環境整備交付金による一元的相談窓口への支援【法務省】..... 95	No. 070: 生活保護世帯を含む生活困窮世帯のこどもへの学習・生活支援【厚生労働省】..... 118
No. 050: 更生保護に関する地域援助の推進【法務省】..... 96	No. 071: 国が保有する災害用備蓄食品のこども食堂やフードバンク団体等への提供【消費者庁・農林水産省】..... 119
No. 051: 在外邦人の孤独・孤立にかかるチャット相談体制の強化支援【外務省】..... 97	No. 072: フードバンク認証制度の運用【消費者庁・農林水産省】..... 120
② 人材育成等の支援	
No. 012: (再掲) 「つながりサポーター」の養成に向けた取組【内閣府】(前出 (1) ③: P. 48)	
No. 013: (再掲) 児童生徒の自殺予防【文部科学省】(前出 (1) ③: P. 49)	
No. 029: (再掲) 児童生徒における重大ないじめ対策の推進【文部科学省、こども家庭庁】(前出 (2) ①: P. 69)	
No. 030: (再掲) 不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省、こども家庭庁】(前出 (2) ①: P. 71)	

「孤独・孤立対策重点計画」具体的施策 ラインナップ(3)

No. 073: 政府備蓄米の無償交付【農林水産省】	121
No. 074: 地域での食育の推進【農林水産省】	122
No. 075: 円滑な食品アクセスの確保【農林水産省】	123
No. 076: 高齢者の通いの場の推進【厚生労働省】	124
No. 077: 多世代・分野横断的な地域社会の担い手の掘り起こし【内閣府】	126
No. 078: 家族介護者の交流・意見交換の場の開催支援【厚生労働省】	127
No. 079: 認知症カフェの普及・促進【厚生労働省】	128
No. 080: 農福連携の推進【農林水産省】	129
No. 081: 全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」(日本版 CCRC)の展開【内閣官房】	130
No. 082: 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業、地方財政措置【総務省】	131
No. 083: 地域おこし協力隊の強化【総務省】	133
No. 084: 集落ネットワーク圏形成の推進【総務省】	134
No. 085: 集落支援員の活用による集落対策の推進【総務省】	135
No. 086: 原発避難者特例法に基づく避難先での行政サービスの提供及び地方自治体が行う原発避難者特例法上の指定市町村と避難住民等との関係の維持に資する事業に対する震災復興特別交付税措置【総務省】	136
No. 087: 災害公営住宅等におけるコミュニティの形成支援【復興庁】	137
No. 088: 被災者の生きがいづくり等に資する活動支援【復興庁】	138
No. 089: スポーツに誰もがアクセスできる環境の整備充実【文部科学省】	139
No. 090: 生活困窮者支援等のための地域づくりの推進【厚生労働省】	140
No. 091: 孤独・孤立の問題を抱える住宅確保要配慮者に対する居住支援活動や居住環境における見守り・交流の創出に対する支援【国土交通省】	141
No. 092: 地域における包括的な支援体制の構築に向けた取組の推進【厚生労働省】	142
No. 093: ひきこもり支援の推進【厚生労働省】	143
No. 094: DV被害者等の緊急・一時的避難措置【警察庁】	145
No. 095: 被災者見守り・相談支援等の推進【厚生労働省】	146
No. 096: 非行少年を生まない社会づくり【警察庁】	147
No. 097: 刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保【法務省】	148
No. 098: 刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施【法務省】	151
No. 099: 民間企業におけるつながりづくりの推進【内閣府】	152
No. 100: 健康経営を活用した職場におけるつながりづくり【経済産業省】	153
②アウトリーチ型支援体制の構築	
No. 001: (再掲)孤独・孤立の実態把握【内閣府】(前出(1)①:P. 35)	
No. 017: (再掲)司法ソーシャルワークの取組の強化【法務省】(前出(1)③:P. 55)	
No. 047: (再掲)犯罪被害者等支援の推進【警察庁】(前出(2)①:P. 92)	
No. 082: (再掲)地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業、地方財政措置【総務省】(前出(3)①:P. 131)	
No. 083: (再掲)地域おこし協力隊の強化【総務省】(前出(3)①:P. 133)	
No. 084: (再掲)集落ネットワーク圏形成の推進【総務省】(前出(3)①:P. 134)	
No. 085: (再掲)集落支援員の活用による集落対策の推進【総務省】(前出(3)①:P. 135)	
No. 086: (再掲)原発避難者特例法に基づく避難先での行政サービスの提供及び地方自治体が行う原発避難者特例法上の指定市町村と避難住民等との関係の維持に資する事業に対する震災復興特別交付税措置【総務省】(前出(3)①:P. 136)	
No. 087: (再掲)災害公営住宅等におけるコミュニティの形成支援【復興庁】(前出(3)	

①:P. 137)	
No. 088: (再掲)被災者の生きがいづくりに資する活動支援【復興庁】(前出(3)①:P. 138)	
No. 090: (再掲)生活困窮者支援等のための地域づくりの推進【厚生労働省】(前出(3)①:P. 140)	
No. 092: (再掲)地域における包括的な支援体制の構築に向けた取組の推進【厚生労働省】(前出(3)①:P. 142)	
No. 093: (再掲)ひきこもり支援の推進【厚生労働省】(前出(3)①:P. 143)	
No. 095: (再掲)被災者見守り・相談支援等の推進【厚生労働省】(前出(3)①:P. 146)	
No. 101: こどもに関する情報・データ連携による支援の推進【こども家庭庁】	154
No. 102: 地域における家庭教育支援【文部科学省】	155
No. 103: 地域若者サポートステーションにおける若年無業者等への職業的自立支援の推進【厚生労働省】	156
No. 104: 地域におけるこども・若者の育成支援【こども家庭庁】	158
No. 105: 地域包括支援センターの運営【厚生労働省】	160
No. 106: 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進【厚生労働省】	161
No. 107: デジタル推進委員の取組の推進【デジタル庁】	162
No. 108: 自立相談支援機関における包括的な支援の強化【厚生労働省】	163
No. 109: 経済的事情によるデジタルデバイドの是正【厚生労働省】	164
No. 110: 高齢者、障害者や孤独・孤立化した消費者等の見守り活動等の充実【消費者庁】	165
No. 111: 地域の実情に応じた、地方自治体を始めとする地域の関係機関・団体との連携した包括的な支援体制の強化【法務省】	167
③人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進(幅広い取組として展開されつつあるいわゆる「社会的処方」の取組の推進を含む。)	
No. 112: 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進【厚生労働省】	168
No. 113: 博物館を活用した社会包摂に関する取組への支援【文部科学省】	169
No. 114: 「つながりの場所」としての自然公園の活用【環境省】	170
No. 115: 「つながりの場所」としての都市公園の活用【国土交通省】	171
④地域における包括的な支援体制等の推進	
No. 017: (再掲)司法ソーシャルワークの取組の強化【法務省】(前出(1)③:P. 55)	
No. 021: (再掲)ひとり親、高齢者・障害者等を含む様々な困難を抱えた方を支援する民事法律扶助の充実【法務省】(前出(1)③:P. 59)	
No. 024: (再掲)医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇等の充実強化【法務省】(前出(1)③:P. 63)	
No. 037: (再掲)障害者相談支援体制の充実・強化【厚生労働省】(前出(2)①:P. 80)	
No. 050: (再掲)更生保護に関する地域援助の推進【法務省】(前出(2)①:P. 96)	
No. 056: (再掲)社会福祉士及び精神保健福祉士の養成【厚生労働省】(前出(2)②:P. 102)	
No. 090: (再掲)生活困窮者支援等のための地域づくりの推進【厚生労働省】(前出(3)①:P. 140)	
No. 092: (再掲)地域における包括的な支援体制の構築に向けた取組の推進【厚生労働省】(前出(3)①:P. 142)	
No. 093: (再掲)ひきこもり支援の推進【厚生労働省】(前出(3)①:P. 143)	
No. 104: (再掲)地域におけるこども・若者の育成支援【こども家庭庁】(前出(3)②:	

「孤独・孤立対策重点計画」具体的施策 ラインナップ(4)

P. 158)

No. 105: (再掲) 地域包括支援センターの運営【厚生労働省】(前出 (3) ②: P. 160)	
No. 108: (再掲) 自立相談支援機関における包括的な支援の強化【厚生労働省】(前出 (3) ②: P. 163)	
No. 110: (再掲) 高齢者、障害者や孤独・孤立化した消費者等の見守り活動等の充実【消費者庁】(前出 (3) ②: P. 165)	
No. 111: (再掲) 地域の実情に応じた、地方自治体を始めとする地域の関係機関・団体との連携した包括的な支援体制の強化【法務省】(前出 (3) ②: P. 167)	
No. 116: 地域におけるこどもの見守り体制の強化【こども家庭庁】	172
No. 117: 児童相談所の体制整備等による相談体制の強化【こども家庭庁】	173
No. 118: フードドライブの推進【環境省】	174
No. 119: 中卒者や高校中退者への学習支援【文部科学省】	175
No. 120: 学校卒業後における障害者の学びの推進【文部科学省】	177
No. 121: ヤングケアラーの支援に関する取組【こども家庭庁】	179
No. 122: 地域における効果的な熱中症予防対策の推進【環境省】	181
No. 123: 成年後見制度・権利擁護支援の取組の促進【厚生労働省】	182
No. 124: 民生委員・児童委員活動への支援【厚生労働省、こども家庭庁】	183
No. 125: 社会福祉協議会への支援【厚生労働省】	184
No. 126: 生活保護世帯を含む生活困窮者等の住まい対策の推進【厚生労働省】	185
No. 127: 生活困窮者の就労準備支援【厚生労働省】	186
No. 128: 困難な問題を抱える女性支援【厚生労働省】	187
No. 129: 地方公共団体における再犯防止の取組の推進【法務省】	189
No. 130: 少年鑑別所(法務少年支援センター)による地域相談活動【法務省】	191
No. 131: 高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の地域生活への定着等の促進【厚生労働省】	192
No. 132: 外国人のための日本語教育の推進【文部科学省】	194
No. 133: 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するための試行的な取組の実施【厚生労働省】	196
No. 134: 高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて【厚生労働省、内閣府、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、経済産業省、国土交通省】	198

⑤関連施策の推進

No. 135: 良質なテレワークの導入・定着促進【厚生労働省】	200
No. 136: 職業訓練等の活用促進【厚生労働省、こども家庭庁】	201
No. 137: 難聴者のための聴覚補助機器の利用による社会参加の推進	203
・補装具費支給制度【厚生労働省】	203
・補聴器販売者の技能向上研修等事業【厚生労働省】	203
・適切に補聴器を購入・利用するための注意喚起【厚生労働省、消費者庁】	203
・難聴高齢者の早期発見・早期対応【厚生労働省】	203
No. 138: 障害者の日中活動支援や家族等のレスパイト機能の充実【厚生労働省】	205
No. 139: 単身等の障害者の居宅訪問や見守り等の支援の充実【厚生労働省】	206
No. 140: 摂食障害治療における支援体制の整備【厚生労働省】	207
No. 141: 睡眠預金等活用制度の活用【内閣府】	208
No. 142: 聴覚障害者等に対する電話リレーサービスの円滑化【総務省】	209

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

No. 009: (再掲) 民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】(前出 (1) ②: P. 44)	
No. 040: (再掲) 自殺対策の取組の強化【厚生労働省】(前出 (2) ①: P. 84)	
No. 064: (再掲) 地域における孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援【内閣府】(前出 (3) ①: P. 111)	
No. 065: (再掲) こどもの居場所づくりに対する効果的な支援方法等の検討【こども家庭庁】(前出 (3) ①: P. 112)	
No. 066: (再掲) こどもの居場所づくりに取り組む地方公共団体の支援【こども家庭庁】(前出 (3) ①: P. 113)	
No. 068: (再掲) 社会的養護における自立支援の充実【こども家庭庁】(前出 (3) ①: P. 116)	
No. 074: (再掲) 地域での食育の推進【農林水産省】(前出 (3) ①: P. 122)	
No. 075: (再掲) 円滑な食品アクセスの確保【農林水産省】(前出 (3) ①: P. 123)	
No. 097: (再掲) 刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保【法務省】(前出 (3) ①: P. 148)	
No. 143: 労働者協同組合の活用促進【厚生労働省】	210
No. 144: 生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援活動を実施する民間団体への支援【厚生労働省】	211
No. 145: 孤独・孤立の問題を抱える住宅確保要配慮者に対する居住支援活動や居住環境における見守り・交流の創出に対する支援【国土交通省】	212
No. 146: 困難や不安を抱える女性へ寄り添った相談支援等に取り組む地方公共団体の支援【内閣府】	213

②NPO等との対話の推進

③連携の基盤となるプラットフォームの形成

No. 147: 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営【内閣府】	214
No. 148: 地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進【内閣府】	216

④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

No. 148: (再掲) 地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進【内閣府】(前出 (4) ②③: P. 216)	
---	--

⑤関連施策の推進

No. 149: 就職氷河期世代等への支援【内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】	218
---	-----

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現

(4) 人材力の強化・人材総活躍

(人材総活躍・誰一人取り残されない社会の実現)

誰一人取り残されない社会を目指し、孤独・孤立対策として、「重点計画」に沿って「予防」の観点を重視した居場所・つながりづくり等の対策に取り組むNPO等を支援する⁶⁵。

⁶⁵ 「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」(令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定、令和8年7月10日一部改定。)に基づき、悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、いわゆる孤独・孤立状態を予防する観点からの取組を実施。

【単位:百万円】

○孤独・孤立の実態把握

55

我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ることを目的として、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施する。

○NPO等との連携

29

孤独・孤立対策に関する施策を総合的に進めていくため、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームと連携し、孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動、情報共有・相互啓発活動等を推進する。

○孤独・孤立対策推進交付金

393

孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、改定された「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」を踏まえ、①すべての都道府県における地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置など、地方公共団体が実施する官・民・NPO等の連携基盤の整備、②悩んだり困ったりしている人を多種多様なタッチポイントから居場所などの地域資源に適切につなぎ、当事者を支え、問題解決につなげる取組など地域の実情に応じた孤独・孤立対策の推進を支援する。また、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援する。

○孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備等

534

孤独・孤立を抱えた人が誰一人支援から取り残されない社会を目指し、身の回りの孤独・孤立を抱えた人をできる範囲でサポートする「つながりサポーター」の養成・普及、孤独・孤立の悩みを受け付ける相談窓口の設置、民間企業におけるつながりづくりの支援等、社会全体での孤独・孤立対策に係る理解増進を図るための広報の抜本的強化することにより、孤独・孤立を抱えた人が支援を求めやすい社会環境の整備を図る。

○地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組調査

260

誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、予防等の観点から、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が重要になるため、こうした孤独・孤立の予防や早期対応に資するNPO等の取組を調査し、全国展開を図るとともに、効果的な支援方法等の検討を行う。

- ✓ 令和6年12月に有識者会議を立ち上げ、令和7年1月からこれまで8回にわたる会議を実施。令和8年7月の重点計画の改定に当たっては、主に、第6回から第8回までの議論を踏まえ、若者・子どもへの支援のあり方や、地域の担い手確保の在り方などについて、重点計画に盛り込んだところ。
- ✓ 有識者会議においては、引き続き、これまでの孤独・孤立対策や当会議における議論を振り返りつつ、関係府省庁・自治体・NPO・民間企業等から幅広くヒアリングを行い、有識者会議を契機に施策間連携を促していけないかという問題意識に立って、今後の孤独・孤立対策の在り方について考察し、議論を行っていく。
- ✓ 議論を行っていくに当たっては、当面は、以下の議題例を中心に議論を行っていく。

(議題例)

○つながりを生むための分野横断的な連携促進の在り方について

- ・金融分野との連携 ・教育分野との連携
- ・まちづくりとの連携 ・防災分野との連携等

○EBPM、政策評価の在り方について

○海外との連携・国際的理解の増進について

○団塊ジュニア世代を含めた単身者の孤独・孤立対策について

○こどもの孤独・孤立の予防に向けた取組について

など

参考資料

●第6回有識者会議(令和8年3月5日):若者の孤独・孤立について

(こども・若者の支援の在り方)

- ・ こども・若者への支援に当たり、支援をしようとする当事者に支援が届かず、「支援臭」をなくして「ただ一緒にいること」が結果として支援につながることもあることから、「自然と話を聞いてもらえる居場所」をつくっていくことも重要ではないか。
- ・ 世論調査の結果において、孤独・孤立対策に関心を持つツールが若者と中高年層で異なっており、支援の在り方についても、そうした世代ごとの特性を踏まえる必要がある。
- ・ 特に、子ども・若者については、匿名性などを背景に、生成AIやSNSを相談の第一段階として利用しているケースが多くなっていることから、こうした特性も踏まえた相談の在り方を検討することも重要である。
- ・ こども・若者の居場所づくりに当たっては、学校等の関係機関との連携の下で、課題を抱えるこども・若者を支援につなげていくことが重要であるほか、支援の担い手を支え、育てていくという視点も重要である。

(こども・若者の実態把握の在り方)

- ・ 各国では、SNSの利用による思春期の女子等のメンタルへの影響が指摘されており、こどもの自殺にも影響を与えている可能性があることから、こども・若者の実態把握を行うに当たっては、SNSの利用による影響についても把握することが望ましい。その際、SNSのマイナスの側面だけでなく、プラスの効果にも目を向ける必要がある。
- ・ 加えて、見えづらい声を拾い上げる観点からは、当事者の声を直接聞くことができるような形など調査方法の工夫も重要である。

(孤独・孤立対策の政策評価の在り方)

- ・ 孤独・孤立対策に関する政策の評価を行うに当たっては、統計的なデータの正しさだけでなく、活動の中で集まる様々なデータを最大限活用し、関係者が熟議して個別の活動を評価・改善していくことが重要である。

●第7回有識者会議(令和8年3月31日):地域における取組基盤の整備と担い手づくりについて

(地域における取組基盤の整備の在り方)

- ・ 孤独・孤立対策は福祉など個別分野だけにとどまらず、商工や防災、財政部門などに関わる幅広い課題である一方、対策の言語化が難しく、共通認識を形成することが難しい分野である。このため、プラットフォームのコーディネーターの役割・機能が重要となり、プラットフォームの立ち上げ時から関係者間でイメージを共有することも重要である。
- ・ 孤独・孤立対策のプラットフォームは、タッチポイントとなるNPO等の多様なアクターの水平的な連携による「協働する力」を生み出す役割を担うものである。関係機関で「連携」することは自治体担当者にとって負担が増えると考えられがちであるが、関係者が同じ価値観を共有して取り組むことで負担が軽くなる効果もあると考えられる。
- ・ 小規模自治体単独では、地域に担い手がいなかったり特定の住人の負担が大きくなるといった課題があるが、広域自治体でプラットフォームを構築するなど連携することで、こうした課題を解決することに資すると考えられる。
- ・ 各自治体では、福祉や介護、孤独・孤立といった各分野の施策をうまく組み合わせながら取組を進めてきた一方、福祉分野からのアプローチだけでは地域全体のつながりづくりのアクターに広がっていかないといった課題もある。このため、国(内閣府)は、自治体が地域にあるリソースやその組み合わせ方についての気づきを得られるよう、伴走支援を行うことが望ましい。
- ・ 各自治体におけるプラットフォームの設置の促進に当たっては、国(内閣府)が、プラットフォームを設置することによる効果を自治体にプッシュ型で説明することや、先進事例のノウハウ共有、「できることから始めれば良い」というメッセージを自治体にしっかり届けることが重要である。

(担い手づくりの在り方)

- ・ 「住民はみな潜在的な地域の担い手である」との考えの下、NPO等の既存の担い手だけでなく、世代を越えて、民間企業の従業員や学生など様々な主体がごちゃ混ぜとなって地域づくりを行うことが重要である。
- ・ 地域で孤独・孤立対策を推進する観点からは、社会のために役に立ちたいと思っている人を増やすという視点も重要であり、住民への意識啓発を行うことも必要である。

有識者会議におけるこれまでの議論③

●第8回有識者会議(令和8年4月16日):つながりを生むための分野横断的な連携促進(医療分野等との連携の在り方)について

(「社会的処方」の基本的な考え方)

- ・「社会的処方」には、地域への「つながり」にとどまらず、その先で当事者を「支える」という観点も重要である。
- ・「処方」という用語に上下関係的なニュアンスを感じる支援者もあり、つながりづくりの取組が医療者の管理下に置かれてしまうのではないかと懸念を持たれる可能性もある。
- ・医療や保健サービスを起点とした、つながりづくりも重要である一方、地域のつながりづくりの取組から、医療にアプローチするといった観点も含め双方向で取り組むことが重要。
- ・双方向からの取組として、「支える」という観点も含め、医療、介護、福祉、社会教育等が包括的に連携した支援体制の構築を図る施策が推進できるよう、「社会的処方」の概念整理を行い、議論を進めることが重要である。

(つながり・居場所づくりの在り方)

- ・孤独・孤立の予防の観点から、生活動線上にタッチポイントがあることが重要であり、地域の居場所の見える化を図ることも有効である。
- ・公益性・公共性の高い公園・博物館・図書館は、地域における「つながりの場所」として大きな可能性がある。
- ・国においては、多様な主体と連携しつつ、公園を様々な活動に活用する好事例の収集等を行い、得られた知見を横展開していくことも望まれる。
- ・地域でのゆるやかなつながりづくりは重要である一方、インフォーマルな取組が増えることで、本来行政が担うべき「支援」の責任を地域に転嫁することにならないよう留意する必要がある。
- ・リンクワーカーや連携機関の範囲等を整理し、既存の制度の屋上屋とならないようにしつつ、地域の実情に応じた創意工夫が可能となるよう自由度を確保する一方で、地域間格差に配慮した仕組みづくりが必要である。
- ・つながりづくりの推進に当たっては、特定保健指導をはじめとする医療、介護等の既存の制度に孤独・孤立対策やつながりづくりの視点を適切に反映していくことも必要である。

(リンクワーカーの在り方)

- ・地域で活躍する専門職の方がリンクワーカーとなる場合は、親しみやすい雰囲気で当事者と関わりつつ、必要に応じて専門的見地から支援を行うことが求められる。
- ・「支援される側」だった当事者が、リンクワーカーとして「支援する側」となることも期待され、社会的処方の取組を広げていくためにも、専門職に限らない地域の多様な人材の参画が重要である。
- ・居場所へのつながり直しの可能性を考慮した伴走型での支援など、リンクワーカーによる支援の質の担保や、専門機関がリンクワーカーを支える枠組みも重要である。